

同志社女子大学研究紀要編集委員会内規

2004年4月 1日 制定

2008年2月23日 改正

2008年3月19日 改正

2016年2月10日 改正

第1条 本学の各学問分野の諸成果を学内外に公表し、学術研究機関としての評価を高める目的のために、研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

第2条 編集委員会は、次の各号の事項について企画立案をする。

- (1) 「学術研究年報」及び「研究所紀要」の編集に関すること。
- (2) 「学術研究年報」及び「研究所紀要」の社会的評価の向上に関すること。

第3条 編集委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は学術情報部長とする。

- (1) 学術情報部長及び研究所所長
- (2) 学術情報主任

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要がある場合、委員会の承諾を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

第5条 編集委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。

第6条 編集委員会の事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

第7条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、2016年4月1日から施行する。